

埼玉県医療勤務環境改善支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 この設置要綱は、埼玉県医療勤務環境改善支援センター設置規程（以下、「勤改センター設置規程」という。）第1条に規定する埼玉県医療勤務環境改善支援センター（以下、「勤改センター」という。）において、勤改センター設置規程第4条に基づき設置する運営協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 勤改センターの運営・支援方針等に関すること
- (2) その他勤改センターについて必要なこと

(会議)

第3条 運営協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 前項に定める者の代表者又は代理者の出席によって会議を構成する。

(招集)

第4条 運営協議会は、勤改センター設置規程第3条に定めるセンター長が招集する。

(雑則)

第5条 この設置要綱に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この要綱は、令和7年10月20日から施行する。

別表（第3条関係）

一般社団法人埼玉県医師会
公益社団法人埼玉県看護協会
埼玉県病院団体協議会
一般社団法人病院薬剤師会
厚生労働省埼玉労働局
埼玉県保健医療部医療人材課
医療労務管理支援事業 受託者
埼玉県医療勤務環境改善支援センターアドバイザー派遣 受託者